

大和市告示第169号

社会を明るくする運動実施事業に係る社会福祉団体事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

社会を明るくする運動実施事業に係る社会福祉団体事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会を明るくする運動実施事業に係る社会福祉団体事業補助金交付要綱（平成20年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条の表以外の部分中「大和市社会を明るくする運動実施委員会」を「大和市社会を明るくする運動推進委員会」に改め、同条の表中「大和市社会を明るくする運動実施委員会運営事業」を「大和市社会を明るくする運動推進委員会運営事業」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。